

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 27 日

都道府県民生主管部（局）  
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
振 興 課

### 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いに関して、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（平成 30 年 7 月 18 日老振発 0718 第 1 号）をもって、お知らせしたところです。

これを受け、介護保険事務処理システムの変更に係る参考資料について、これまでにご照会等のあった部分も含め変更等を行いましたので連絡いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本参考資料につきましては、後日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【インタフェース（添付資料Ⅲ）関係】

介護保険計画課 清水、細野（内線2166）

【介護予防・日常生活支援総合事業（添付資料Ⅲ以外）関係】

振興課地域包括ケア推進係 伊庭（内線3986）

## <添付資料>

- ・ 本事務連絡には、前回事務連絡（平成 30 年 3 月 30 日付）から内容に変更のあった資料及び追加のあった資料を添付。
- ・ 添付資料中、追加又は変更のあった部分は赤字下線で表示。
- ・ 追加又は変更のない資料は、前回事務連絡（平成 30 年 3 月 30 日付）を参照。

### I 介護報酬改定関係資料

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表

### II 三割負担関係

資料 2 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について  
（資料 V-3 に組み入れ）

### III 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係

資料 4 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例

資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更について

- ① 国保連とのインタフェースの変更点について
- ③ サービス種類コードと体制等状況の関係

	新旧対照表	仕様書・解説書
共通編	共通編	共通編
都道府県編	都道府県編	都道府県編
保険者編	保険者編	保険者編① 保険者編② 保険者編③
解説書 保険者編	解説書 保険者編	保険者編
市町村合併編	市町村合併編	市町村合併編

### V 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料

表紙

資料 1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

資料 2 住所地特例に係る事務の見直しの概要について

- 資料 3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について
- 資料 4 介護予防・日常生活支援総合事業算定構造
- 資料 5 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数等サービスコード表
- 資料 7 留意事項について
- 資料 8 介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン
- 資料 9 平成30年度制度改正事業所異動連絡票作成パターン
- 資料 10 市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタインタフェース